

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>当該業務は、「清流の国ぎふ」文化祭2024（以下「文化祭」という。）に向け、全市町村において地域の「推し」を、県民参加型のワークショップでオブジェ化し、文化祭の開会式で披露する事業「清流文化地域推し活動」の関連業務として、一般県民参加型で材料となる竹を伐採するイベントを実施し、またエフエムラジオを使って広報するものである。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>文化祭については、現状若い世代における認知度が課題となっており、そこに向けた周知が急務である。</p> <p>その課題解決のため、単に若年層や親子をターゲットとした県民参加型のイベントを実施するのではなく、その事前告知、参加者募集及びイベント後の広報を通じて、文化祭の周知及び文化祭に向けた県民参加による機運醸成を目的としており、テレビ番組制作と比べて安価且つ通勤・通学や家事等しながら視聴することができるラジオを活用することで、課題に対応することが必要である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>契約予定先である エフエム岐阜は、県内で唯一県内全域を放送エリアとしており、AMラジオと比してリスナー層が若く、通勤通学時間帯の情報番組を持ち、またラジオ番組を使い参加者を募集する形のイベントを例年実施している実績があることから、本事業の委託先としてふさわしい相手は他に存在しない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。